

1. 補助食品・特殊食品・非常食等の備蓄は受託者経費となっているが、消費期限が近くなった際に飲料水含め通常提供する献立の中で食材料費として消化（計算）できるか。

A. 食材料費としてのカウントで構いません。

2. 上記 1 の質問に関して費用の範囲において献立内容が大きく変わる可能性もあるが問題ないか。

A.非常食は一部アレンジして食べやすく調理していただいても構いません。

3. 仕入れ業者の指定はあるのか。

A. 特にありません

4. 業務現場で従事する栄養士・調理師の半数以上が病院経験 2 年以上の経験とあるが、具体的な理由は。また 2 年未満では不可なのか。

A. 理由は、高齢者への配慮と一般的な特別食に関する知識が必要なためです。2 年未満であっても、2 年程度の経験や知識があれば問題ありません。

5. 調理・盛り付け作業は調理師または栄養士とありますが、資格がない従業員はいかなる場合も、調理・盛り付け作業等に従事できないのか。また、緊急時に他の事業所から応援を呼ぶ可能性があるが、その者についてもこの条件が適用されるのか。

A. 特別食や衛生面の知識が備わっていれば、無資格のスタッフでも問題ありません。

6. 行事食はどのようなものを提供されているのか。また行事食の食材料費が予定額を超えた場合は、超過した食材料費の負担はあるのか。

A. 行事食は、ホームページに年間の行事食の内容が記載されています。また、9 日の説明会にて一部の画像（代表して 5 種類の行事食）は披露いたしました。また、行事食の材料費については、9 日の説明会にて同じ質問を受けお答えしましたが、材料費は行事食実施日以外の日と均して献立を構成してください。（特別

な場合を除き、超過しても負担はいたしません)

7. 現状で早番は4時半から作業を開始しているが、4時半に出勤しないと間に合わない特定の作業があるのか。それとも全体の作業量として4時半に作業を開始しなければ朝食提供に間に合わないのか。

A. 特定の作業はありません。また、5時開始でも朝食提供は間に合うと思いますが、ミスなく提供するために、余裕をもって現在出勤されています。

8. 治療用特殊食品は指定のものとありますが具体的な商品名を教えてください。

A. 治療用特殊食品について、現在使用の具体的な商品名は9日の説明会にて披露いたしました。経管栄養として明治のメイバランス（バック式）とメイグッド。経口用として明治のメイバランス mini、クリニコのエンジョイゼリー、ニュートリーのブイクレス CP-10（ジュース・ゼリー）を現在は使用しています。ただし変更の可能性はあります。

9. 備蓄用の飲料水はどの程度準備すればよいか。

A. 水の使用量は1日=1.8ℓを3日分で、130名分の準備が必要となります。

10. 非常食の指定はあるか。

A. 指定はありませんが、副食に関しては具材が大きすぎるものや硬すぎるものは使用できません。

11. 公募実施要領に記載されている上限額を超えた場合は失格扱いとなるのか。

A. 公募型プロポーザル方式実施要領「6 委託業務の基本方針」にも記載がありますが、上限額を超える場合でもただちに失格とはせず、委託業者選定基準により設計金額についても採点することとなります